

公立大学法人大阪府立大学にかかる年度評価の考え方について

大阪府公立大学法人大阪府立大学評価委員会

平成 25 年 7 月 30 日決定

平成 30 年 7 月 12 日改正

1. 趣旨

○公立大学法人にかかる各年度の業務実績の評価(年度評価)にあたっては、「大阪府における地方独立行政法人評価委員会の運営及び評価の基本的な考え方」(平成25年6月10日施行)を踏まえながら、特に、教育研究の特性や大学運営の自主性・自律性などを考慮した評価がなされるよう、以下に示した方針及び評価方法等により実施する。

2. 基本方針

○公立大学法人の年度評価にあたっては、国立大学法人評価委員会における評価方法等を踏まえつつ、特に次の点を考慮する。

- ・法人化を契機とする大学改革の実現
- ・教育研究の特性への配慮
- ・公立大学としての地域における役割と府民への説明責任

○公立大学法人を取り巻く環境変化のほか、国立大学法人にかかる年度評価の動向を踏まえ、必要に応じて評価方法等を見直すこととする。

3. 評価方法

○年度評価は、「項目別評価」と「全体評価」により行う。

○「項目別評価」では、当該年度の年度計画の記載事項ごとに、公立大学法人が自己評価・自己点検を行い、これをもとに、評価委員会において検証・評価または進捗状況の確認を行う。

○また、「項目別評価」のうち、「教育研究等の質の向上」(「地域貢献等に関する項目」及び「グローバル化に関する項目」を除く)に関する項目については、教育研究の特性への配慮から、専門的な観点からの評価は行わない。
(法第79条の規定に基づき、中期目標期間終了時において、認証評価機関の評価結果を踏まえて評価する。)

○「全体評価」では、項目別評価の結果等を踏まえつつ、中期計画の進捗状況全体について総合的に評価する。

4. 項目別評価の具体的方法

(1)「教育研究等の質の向上に関する項目」のうち、「地域貢献等に関する項目」及び「グローバル化に関する項目」、「業務運営の改善及び効率化に関する項目」、「財務内容の改善に関する項目」、「自己点検・評価及び当該状況に係る

情報の提供に関する項目」、「その他業務運営に関する重要項目」、「大阪市立大学との統合等に関する項目」の評価

○①公立大学法人による自己評価、②評価委員会による自己評価結果の検証・評価、及び③評価委員会による大項目ごとの評価、の手順で行う。それぞれの手順の具体的な方法は次のとおりとする。

①公立大学法人による自己評価

・法人において、年度計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況の自己評価を行い、業務実績報告書において、次のⅠ～Ⅴの5段階により進捗状況を示すとともに、自己評価の判断理由(実施状況等)を記載する。

Ⅴ…年度計画を大幅に上回って実施している(特に認める場合)

Ⅳ…年度計画を上回って実施している(※国立大学法人のⅣ相当)

Ⅲ…年度計画を順調に実施している(※国立大学法人のⅢ相当)

Ⅱ…年度計画を十分に実施できていない(※国立大学法人のⅡ相当)

Ⅰ…年度計画を大幅に下回っている(※国立大学法人のⅠ相当)

・特記事項に特色ある取り組み等を自由に記載する。

②評価委員会による自己評価結果の検証・評価

・評価委員会において、小項目(内容によっては複数の小項目)ごとに自己評価や計画設定の妥当性を総合的に検証し、年度計画の進捗状況について、法人の自己評価と同じⅠ～Ⅴの5段階による評価を行う。

・法人による自己評価と評価委員会の評価が異なる場合は、評価委員会が評価の判断理由等を示す。また、必要に応じて、特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

③評価委員会による大項目ごとの評価

・評価委員会において、小項目評価の結果と特記事項の記載をもとに、大項目ごとの進捗状況について、S・A～Dの5段階による評価を行なう。

S…「特筆すべき進捗状況」(特に認める場合)

A…「計画どおり」(すべてⅢ～Ⅴ)

B…「おおむね計画どおり」(Ⅲ～Ⅴが9割以上)

C…「やや遅れている」(Ⅲ～Ⅴが9割未満)

D…「重大な改善事項あり」(特に認める場合)

(2)「教育研究等の質の向上に関する項目」「地域貢献等に関する項目」及び「グローバル化に関する項目」を除く)の評価

○教育研究の特性への配慮から、専門的な観点からの評価は行わないこととし、①公立大学法人による自己点検、②評価委員会による進捗状況の確認、の手順で行う。それぞれの具体的な方法は次のとおりとする。

① 公立大学法人による自己点検

・法人において、年度計画の小項目(内容によっては複数の小項目)ごとの進捗状況の自己点検を行い、業務実績報告書において、年度計画の記載項

目ごとに事業の外形的・客観的な進捗状況を記述式により記載する。

(5段階による評価は行わない。)

・特記事項に特色ある取り組み等を自由に記載する。

②評価委員会による進捗状況の確認

・評価委員会において、小項目ごとに事業の進捗状況を確認する。(評価委員会として5段階による評価は行わない。)

・特筆すべき点や遅れている点についてコメントを付す。

○なお、公立大学の特性として、「地域における社会・経済・文化の向上発展への貢献から国際社会への貢献まで幅広く含め、様々な教育・研究・社会貢献機能のより一層の強化が求められる」ことから、教育研究等の質の向上に関する項目のうち、社会貢献等に関する項目など地域社会とより密接な連携が求められる項目については、必要に応じて詳細な進捗状況の確認を行う。

5. 全体評価の具体的方法

○評価委員会において、項目別評価の結果を踏まえ、中期計画の進捗状況全体について記述式により評価を行う。

○全体評価においては、法人化を契機とする大学改革の取り組み(学長のリーダーシップの発揮、機動的・戦略的な大学運営、府民に対する説明責任、社会に開かれた大学運営など)を積極的に評価することとする。

6. 年度評価の具体的な進め方とスケジュール

○公立大学法人において、業務実績報告書を作成し、評価委員会に提出する。
(業務実績報告書の作成にあたっては、別紙様式を参照。)【6月末まで】

○評価委員会において、法人からのヒアリング等により業務実績報告書の調査・分析を行い、年度評価の作業を行なう。【7～8月】

○評価委員会における審議を通じて評価結果をとりまとめ、評価書(案)を作成する。

○評価書(案)について公立大学法人の意見申し立て機会を付与する。

○評価書を決定した後、知事に報告する。【9月】